

23食産第3920号  
23生畜第2797号  
平成24年3月27日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長  
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長  
農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長

香港向けに輸出される食肉及び家禽卵に関する証明書の発行について

日頃より農林水産物の輸出促進行政にご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、東日本大震災に伴い、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地の証明や放射性物質に関する検査証明などが求められております。

今般、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県で生産、と畜又は加工される食肉及び家禽卵について、別紙のとおり香港との間で証明書の発行条件等の協議が整いましたのでお知らせします。

同発行条件では、証明書発行機関は国の機関（東北農政局及び関東農政局）に限定され、地方政府機関は発行機関とはなっておりませんが、内容をご了知いただき、輸出事業者等への対応について引き続きご協力をお願いいたします。

○ 規制措置の概要

	対象地域	対象品目	規 制 措 置
1	5 県（福 島、茨城、	野菜、果物、牛乳、乳 飲料、粉乳	輸入停止
2	栃木、群 馬、千葉)	水産物、食肉、家禽卵	香港の放射性物質の基準（※1）に 適合していることにつき、政府機関 （※2）による証明を要求
3		その他の食品	香港側でサンプル検査を実施
4	上記 5 県 以外	全ての食品	

（※1）香港の放射性物質の基準（CODEX 基準を採用）

放射性物質核種	基準（Bq/kg）
ヨウ素（ <sup>131</sup> I）	100
セシウム（ <sup>134</sup> Cs + <sup>137</sup> Cs）	1000

（注）同基準に適合しているかどうかの放射性物質検査は、放射能測定を国際標準に基づき適切に行う検査機関での実施が求められている（現時点では、日本適合性認定協会（J A B）から食品の放射能測定に係る ISO/IEC17025 の認定を受けている検査機関のみが認められている）。また、放射性物質検査の検体のサンプリングに当たっては、必要に応じ国又は地方の政府機関の職員の立ち合いを求められている。

（※2）香港向けの証明書発行機関は、対象地域を所管する国の機関に限定。

〔 参考 〕

○これまでの経緯の概要

1. 香港は、5 県で生産、と畜又は加工された食肉・家禽卵及び水産物（加工品を除く）を香港に輸出するに当たっては、政府機関が発行する証明書を必要としています。
2. 水産物については、既に「香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成 23 年 11 月 11 日付け 23 水漁第 980 号水産庁長官通知）」に基づき、水産庁において、証明書を発行しています。
3. 今般、食肉・家禽卵についても、平成 24 年 3 月 26 日、別紙のとおり証明書の発行条件について、香港との間で協議が整いました。

(別紙)

香港向けに輸出される食肉及び家禽卵に関する証明書の発行条件及び発行手続きについて

#### 第1 対象品目

我が国からの香港へ輸出される福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県（以下「5県」という。）で生産、と畜又は加工された食肉及び家禽卵。

#### 第2 発行要件

香港の放射性物質の基準<sup>(注1)</sup>に適合していること。なお、放射性物質検査に際しては、検査機関及びサンプリング方法について申請先と事前に協議するものとする<sup>(注2)</sup>。

#### 第3 証明書の申請手続き等

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(6)に掲げる書類を、福島県の対象品目は東北農政局、それ以外の4県の対象品目は関東農政局（以下「担当局」という。）宛に提出する。
  - (1) 香港向け輸出食品等の輸出に関する証明申請書（別記様式1）
  - (2) Certificate on radiation levels in food for export to Hong Kong（別記様式2）
  - (3) 香港向け輸出食品等に関する証明書発行依頼一覧表（別記様式3）
  - (4) 香港向けに輸出される食肉及び家禽卵に関する申告書（別記様式4）
  - (5) (2)の記載事項を確認することができる書類
  - (6) 生産、と畜、加工及び包装された都道府県を確認することができる書類及び加工業者等の所在を公的に証明することができる書類の写し
  - (7) 検査機関が行った食品中の放射性物質に関する検査結果及び検査方法の概要を示す書類

- 2 担当局は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発給する。

#### 第4 申請先

原則として、対象品目のと畜・加工等を行う施設（対香港輸出食肉取扱施設、対香港輸出卵取扱施設等）が所在する地域を所管する担当局とする。なお、対象品目のと畜・加工等を行う施設が5県以外である場合は、生産地が所在する地域を所管する担当局とする。

#### 第5 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省食料産業局輸出促進グループと協議するものとする。

(注1) 香港は CODEX 基準 (ヨウ素 ( $^{131}\text{I}$ ) 100Bq/kg 未満、セシウム ( $^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$ ) 1000Bq/kg 未満) を採用。

(注2) 香港との合意に基づく放射性物質検査に供する検体の採取・取扱及び放射性物質検査機関及び方法は以下のとおり。

## I. 検体の採取方法等

### ア) 牛肉

#### ①検体採取時の立ち会い

放射性物質の検査を受ける際の検体の採取方法の公正性を確保するため、と畜・加工を行う「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」(平成19年2月15日付け食安発第0215001号 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) に基づき認定された対香港輸出食肉取扱施設において、放射性物質検査に供する検体の採取時に、国又は地方政府の職員による立ち会いが求められていることから、証明書発行を申請する者は、と畜場等での処理・加工を依頼する前に、同施設での検体採取時の立ち会いを同施設を通じて県に依頼し、同採取に立ち会った職員の氏名及び所属を別記様式4に記載する。

#### ②検体の採取方法

輸出する牛肉については、その個体ごとにそれぞれ検体を採取する(牛については個体識別番号が付されており個体の特定が可能のため、同一個体につき1検体の検査にて検査証明を可能とする)。

各個体から採取された検体は、それぞれについて検査を行う(各個体から採取した検体を混ぜ合わせて、1つの検体として検査を行わない)。

### イ) 牛肉以外のもの

#### ①検体採取時の立ち会い

放射性物質の検査を受ける際の検体の採取方法の公正性を確保するため、国又は地方政府職員による定期的な<sup>(\*)</sup>立ち会いが求められていることから、証明書発行を申請する者は、検査機関に検査を依頼するために検体の採取を行う前に、同手続きの第4に定める申請先に検体採取時の立ち会いを希望する旨を申し出るとともに、検体採取後に同採取に立ち会った職員の氏名及び所属を別記様式4に記載する(国等の職員による定期的な立ち会い以外の場合、申告者等が検体採取を行う)。

(\*)本証明手続きによる初回の輸出時及びそれ以降は少なくとも2カ月毎

## ②検体の採取方法

検体の採取に当たっては、輸出する同一品目毎に1ロットとし、1ロットの梱包数(N)に応じて以下に示す開梱数(n)にしたがって検体を採取する。各梱包から採取された検体は、それぞれについて検査を行う(各梱包から採取した検体を混ぜ合わせて、一つの検体として検査を行わない)。

1ロットの梱包数	開梱数(n)
$N \leq 2$	1
$3 \leq N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$1200 < N$	8

## II. 検査機関

放射性物質検査の実施に当たっては、日本適合性認定協会(JAB)から食品の放射能測定を国際標準に基づき適切に行う試験所としてISO/IEC 17025の認定を受けている機関を検査機関(\*\*)とする。

なお、牛肉については、採取された検体と輸出する品目の同一性を担保するため、検査報告書に個体識別番号を記載する。

(\*\*) JABウェブサイト

([http://www.jab.or.jp/cgi-bin/jab\\_exam\\_proof\\_j.cgi?page=4&authorization\\_field\\_1=M24&authorization\\_field\\_2=01](http://www.jab.or.jp/cgi-bin/jab_exam_proof_j.cgi?page=4&authorization_field_1=M24&authorization_field_2=01))参照。

(別記様式1)

香港向けに輸出される食品等に関する証明申請書

年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

申請者 会社名  
住所  
役職・氏名 印

私は、香港向け輸出食品等の輸出に関する証明書について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、裏付け証明の申請内容及び添付書類については、当該輸出食品等に係るものであり、かつ各書類の原本の内容と相違なく、虚偽がないことを誓約します。

**Certificate on radiation levels in food for export to Hong Kong**

**Consignment Code..... Declaration Number .....**

.....  
..... (competent authority )

DECLARES that the food of this consignment composed of: .....

..... (description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at ..... (embarkation place)

on.....(date of embarkation)

by..... (identification of transporter)

going to.....(place and country of destination)

which comes from the establishment .....

..... (name and address of establishment)

is falling into the category of the products in the table below and is originating from .....( prefecture), has been sampled<sup>1</sup> on .....(date), and subjected to laboratory analysis on ..... (date) in the .....(name of laboratory<sup>2</sup>), to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and hereby certify that the radiation levels do not exceed the standards laid down by the Codex Alimentarius Commission in the Guideline Levels for Radionuclides in Foods Contaminated following a Nuclear or Radiological Emergency.

Done at ..... on.....

Stamp of  
authorized representative of competent authority

Table

Category of food:

All chilled or frozen game, meat and poultry, all poultry eggs

<sup>1</sup> In the case of sampling of beef, every individual cattle is subject to laboratory analysis and a part of each cattle's meat is used for that purpose. In the case of sampling of the other species, laboratory analysis is carried out in accordance with the table of sampling plan at Annex.

<sup>2</sup> The laboratory performing the radiation test is a laboratory accredited by Japan Accreditation Board.

Table of Sampling Plan

Number of packages per species in a consignment	Minimum number of samples to be taken (n)
$N \leq 2$	1
$3 \leq N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$1200 < N$	8



(別記様式3)

香港向け輸出食品等に関する証明書発行依頼一覧表

会社名

住所

役職・氏名

印

(担当者氏名)

連絡先(Tel)

E-mail

今回の食肉・卵に係る裏付け証明の申請内容については下記のとおりであり、申請内容及び添付書類については、当該輸出食品等に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ありません。

なお、出港日や運送方法等が決まっていないことから、B/L、AWBナンバー、出港日、船便名などを空欄で提出する場合には、確定後に全ての欄を記載した別紙様式2の写しと確認書類を提出することを誓約します。

記

B/Lナンバー又はAWBナンバー、インボイスナンバー等			
出発地名		出港日	
船便名、航空便名		到着地名	
輸出業者情報	輸出業者名 :		
	所在地 :		
輸入業者情報	輸入業者名 :		
	所在地 :		

1	品目名		
2	輸出数量及び重量		
3	包装形態		
4	生産・加工地 ※取扱施設の欄には、香港向け輸出が認められている施設を記入	生産(肥育)した都道府県名 ( )	取扱施設名 : 所在地 : 備考 :

[放射性物質検査]

7	検査機関	
8	核種分析測定方法	<input type="checkbox"/> ゲルマニウム半導体検出器による検査
9	検体採取日	
10	検査実施日	
11	個体識別番号/ロットナンバー等 ※牛肉については必ず個体識別番号を記載	

(別記様式4)

香港向けに輸出される [ ] に関する申告書

年 月 日

申告者(輸出者)の住所及び氏名

(印)

○年○月○日付で [ ] に検査を依頼した、下記1に示す製品について、

(以下のいずれかの□を選択)

○年○月○日、[農林水産省/地方自治体]職員の立ち会いのもと、サンプリングを行いました。

立ち会った者の氏名及び所属： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

私(申告者・輸出者)は、○年○月○日、下記2の基準によりサンプリングしたことを申告します。

1 輸出する製品

品名	
総数量(重量、個数)	
1ロットの梱包数	
包装日	
サンプリング日	
サンプリング数量	

2 輸出する製品毎に1ロットとし、1ロットの梱包数(N)に応じて以下に示す開梱数(n)を目安として、検査機関が指定する数量をサンプリングしたものです。

1ロットの梱包数	開梱数(n)	チェック
$N < 2$	1	<input type="checkbox"/>
$3 \leq N \leq 150$	3	<input type="checkbox"/>
$150 < N \leq 1200$	5	<input type="checkbox"/>
$1200 < N$	8	<input type="checkbox"/>